

紫波町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3 月

紫波町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

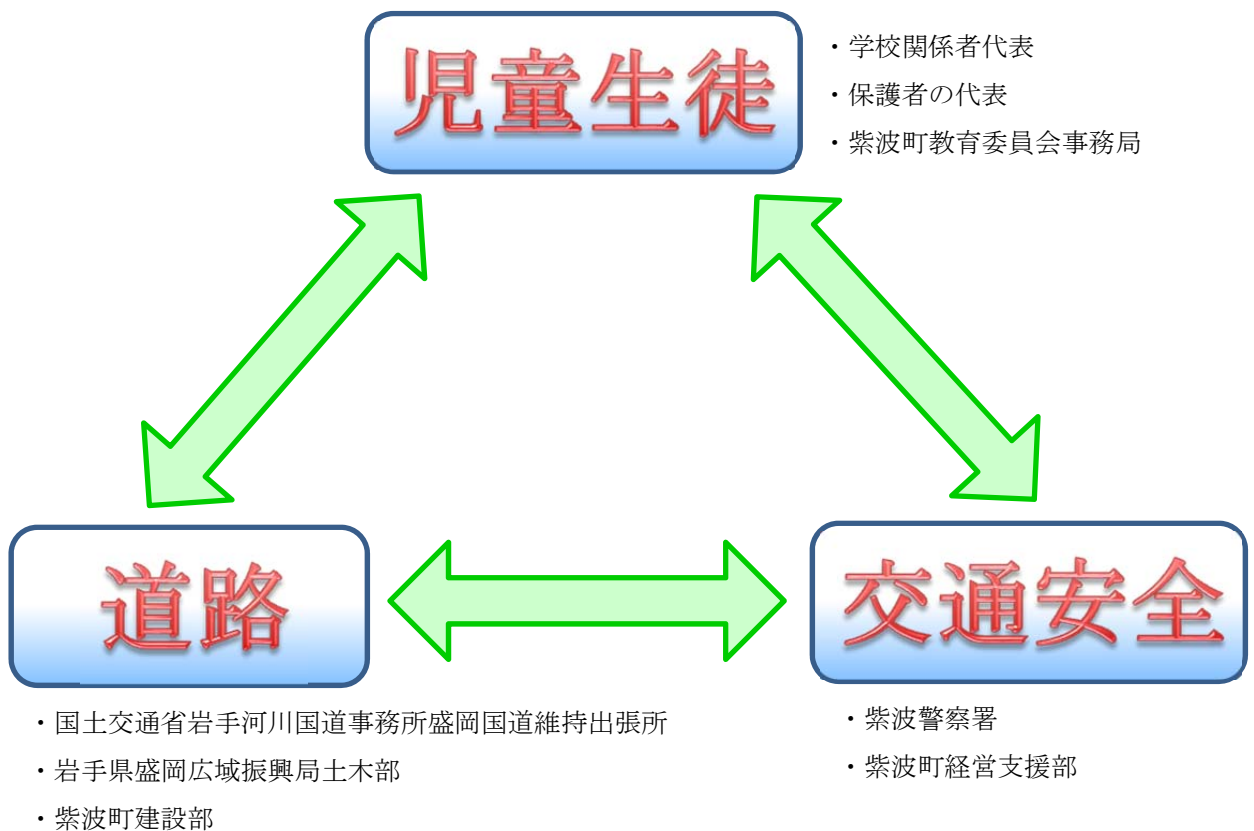
これを受けて当町では、平成 24 年 7 月に町内小学校の通学路において学校、保護者、警察、道路管理者及び教育委員会による緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議し、対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「紫波町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関がさらに連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「紫波町通学路安全推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置しました。

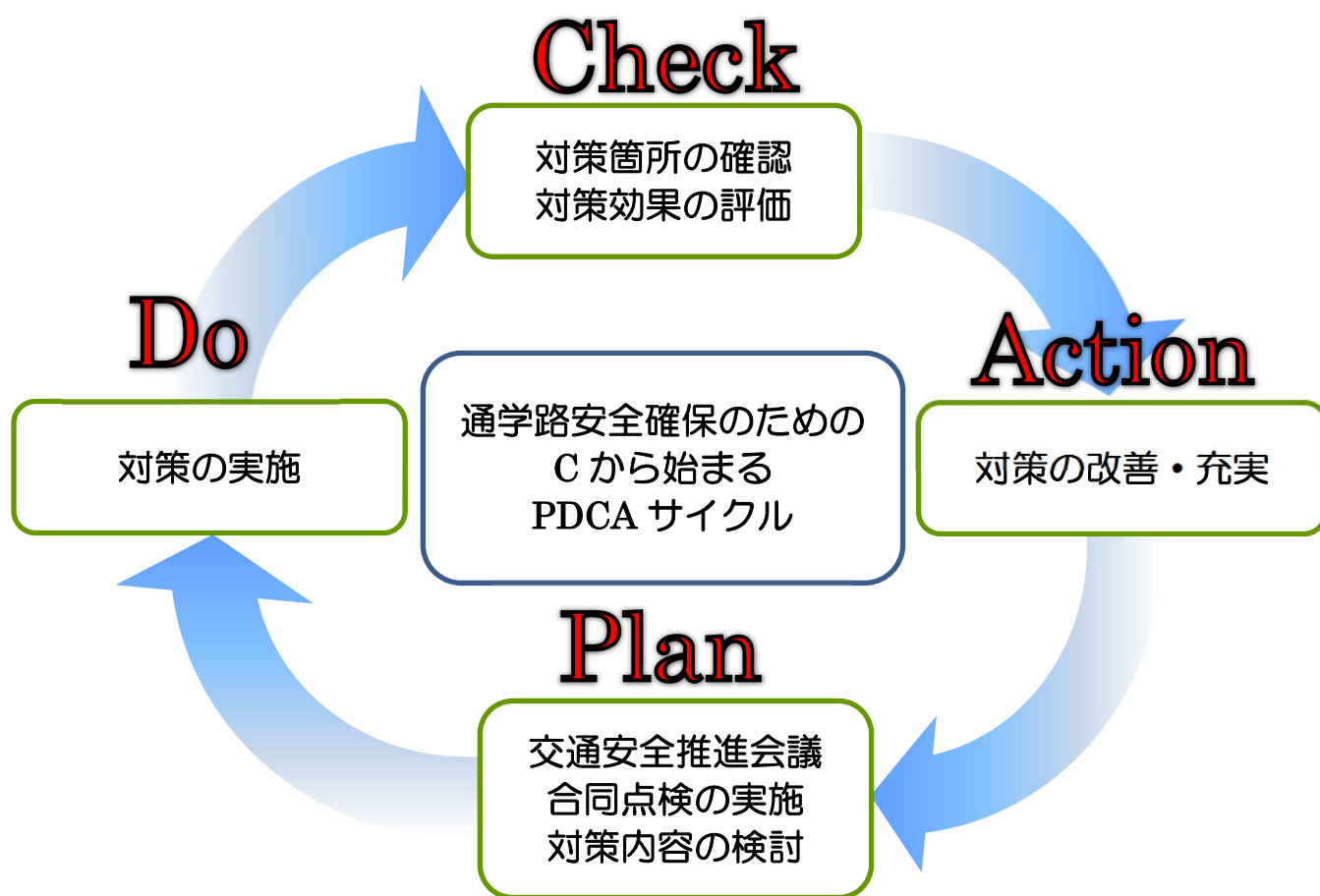


3 取組方針

(1) 基本的な考え方

組織的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして実践し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・ 町内の各小学校の通学路を毎年1回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、毎年8月頃に行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

② 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策やソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

③ 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

④ 対策効果の評価

合同点検結果に基づき対策を講じた箇所等について、各学校等から対策後の効果を把握し、評価を実施します。

⑤ 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の評価を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表・対策箇所図の公表

合同点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図